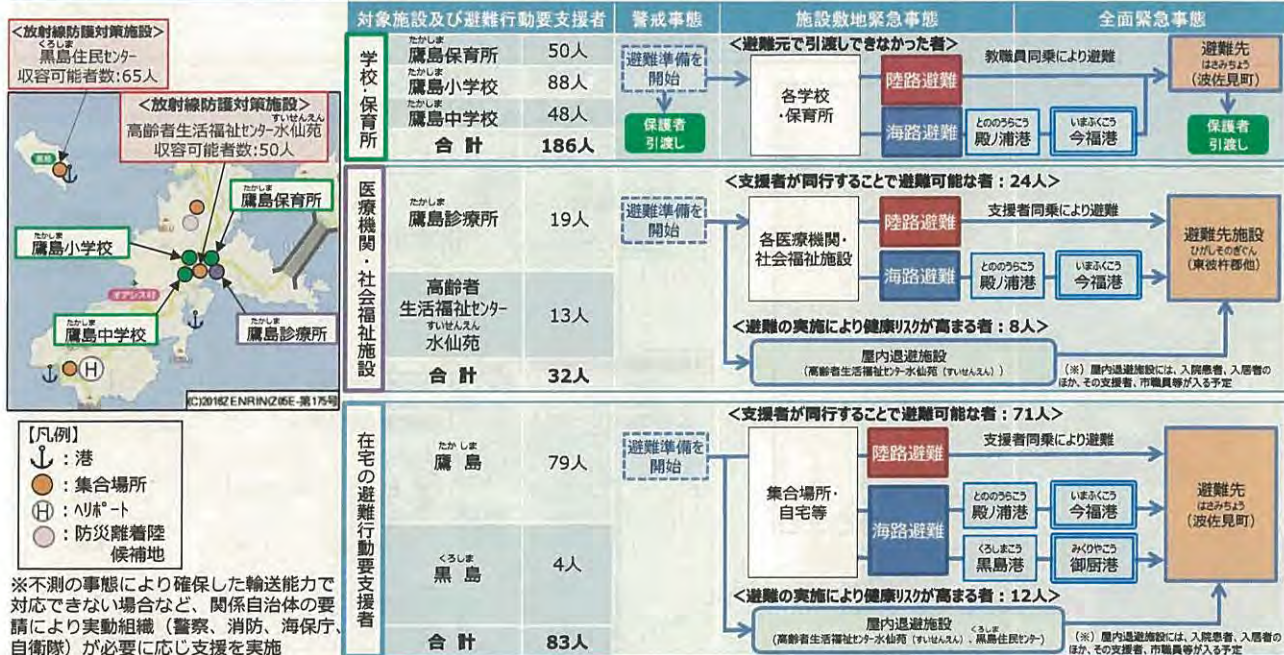
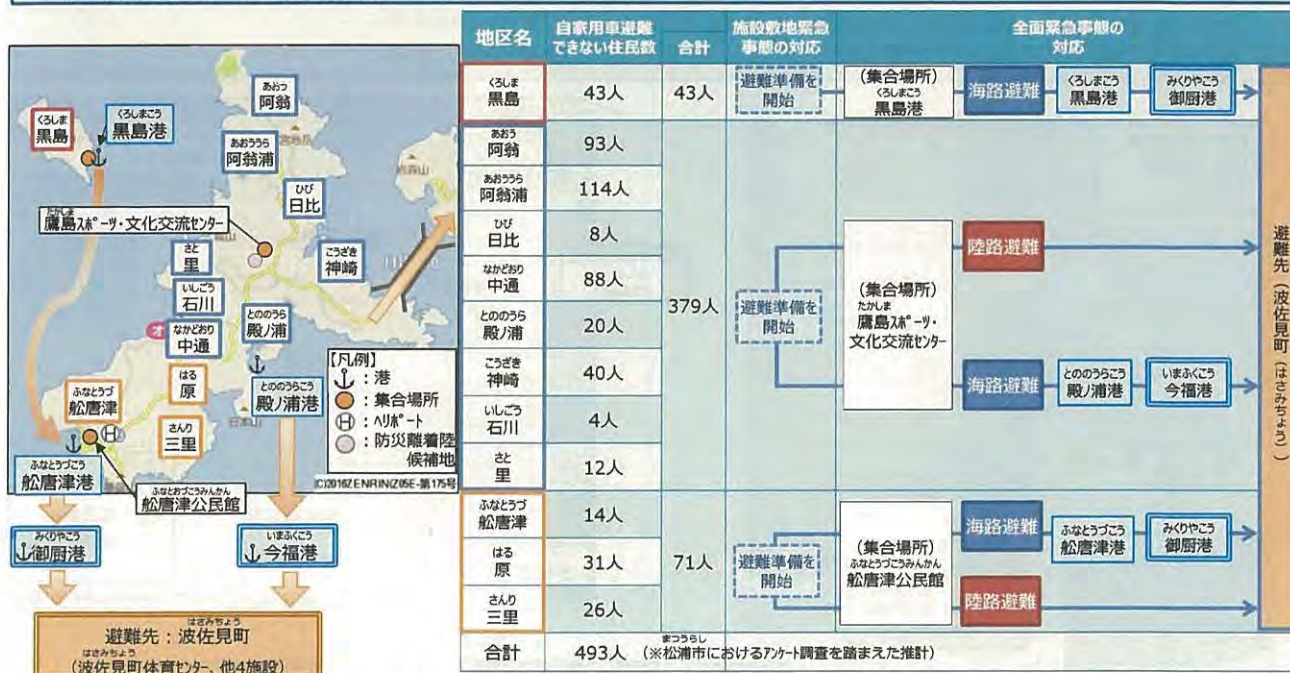


- 鷹島、黒島における2つの小中学校及び1つの保育所(合計186人)は、警戒事態で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者へ引渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった場合、長崎県又は松浦市が手配するバス、船舶で避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 鷹島、黒島における医療機関及び社会福祉施設(2施設32人)は、すべて避難計画を策定済。また在宅の避難行動要支援者83人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な住民は、支援者の車両や、長崎県、松浦市などが手配するバス、福祉車両等で避難先へ移動(九州電力が配備する車両(福祉車両6台を含む)。避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である水仙苑又は黒島住民センターへ屋内退避を実施。



- 鷹島、黒島における12地区において、自家用車で避難できない住民は493人。
- 鷹島の住民は、施設敷地緊急事態で避難準備を行い、全面緊急事態になった場合、自家用車により避難先へ移動。なお、自家用車で避難できない住民は、長崎県又は松浦市が手配するバスや船舶により避難先へ移動。また黒島の住民は、海路にて避難を実施。



福島（長崎県松浦市）における防護措置

- 松浦市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、自家用車で避難できる住民は自家用車で避難先へ移動。自家用車で避難できない住民は、集合場所である福島体育館等まで徒歩又は車両で移動した後、長崎県、松浦市が確保するバス等により避難先となる波佐見町内の波佐見町総合文化会館ほか11施設まで移動。仮に陸路避難が困難な場合は、福島港から長崎県、松浦市が確保する船舶により浦ノ崎港まで移動し、長崎県、松浦市が確保するバス等により避難先となる波佐見町へ移動。なお、避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である福島保健センターに屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、福島保健センターに備蓄。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

90

飛島（長崎県松浦市）における防護措置

- 松浦市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- 一時移転等の指示が出た場合、住民は、避難集合場所である飛島地区住民センターまで徒歩で移動した後、飛島港から長崎県、松浦市が確保する船舶により今福港まで移動。その後、長崎県、松浦市が確保するバス等により避難先となる東彼杵町内総合会館まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である飛島地区住民センターに屋内退避。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、飛島地区住民センターに備蓄。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施